

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年4月30日
照会部署名 南関東ブロック厚年適用グループ
照会担当者 スタッフ職 杉田一彦
連絡先 [REDACTED]
[REDACTED]

業務実施部署の長の確認 川合

(案件)

(受付番号) No. 2010-577	株の配当やデイトレード等により収入のある者の被扶養者としての認定について
------------------------	--------------------------------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

業務マニュアル(厚生年金保険 適用 III-1-9 被扶養者届)において、被扶養者の認定については、不動産売買や株取引など将来的に継続しない一時的な所得は、除外することとなっています。

ただし、株の配当やデイトレード等を行っている者については、将来的に継続する収入が見込まれることから、これにより得た収入を除外することはできないと考えておりますが、以下のことについて、ご教示ください。

- 1 株の配当やデイトレード等を行って得た収入については、被扶養者を認定するに当たっての 130 万円未満等の収入に含まれることになるのか。
- 2 収入に含まれる場合、扶養の事実が発生した日以降の年間の見込み収入額は、株式の売却額(=収入)と考えるべきか。それとも株式の購入額を必要経費等と考え、売却益(=所得)と考えるべきか。
- 3 売却額とした場合、少額の資金で取引していたとしても頻繁に売買を繰り返すことにより、すぐに 130 万円を超えることとなるが、やむを得ないのか。
- 4 売却益とした場合、繰越控除(損をしても翌年以降3年間に繰り越して、儲けから控除できる)した後の金額を収入額として差し支えないか。
- 5 被扶養者としての認定方法は、収入見込み額に関する申立書(被扶養者異動届の扶養に関する申立書に記載)の提出を求め判断することとして差し支えないか。

(回答)

被扶養者の認定に当たっては、個人資産を個人で運用して継続的に得られる株配当やデイトレードによる所得についても、収入に含まれることから、前年度の課税（非課税）証明書等により将来の見込み収入額を確認することとなる。

また、この場合の年間の見込み収入額は、売却益であり、繰越控除した後の金額により判断することとなる。

なお、課税（非課税）証明書等で確認することができない事案については、申立書(被扶養者異動届の扶養に関する申立書に記載)により判断することもやむを得ないものと考える。

回答日 平成22年11月 8日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上